

和牛精液及び和牛受精卵の譲渡契約約款

全国農業協同組合連合会 ET 研究所から譲渡された和牛精液及び和牛受精卵（以下「本和牛遺伝資源」という。）を全国農業協同組合連合会石川県本部（以下「本会」という。）から譲受する者（以下「ユーザー」という。）は日本国の法令を遵守し、信義を守るとともに、本約款に従わなければならない。

第1条（適用）

本約款はユーザーと本会との間の本和牛遺伝資源の利用に関わる一切の關係に適用する。

第2条（禁止事項）

ユーザーは、本和牛遺伝資源を使用し、又は第三者に譲り渡すに当たり、以下の行為をしてはならない。

1. 家畜改良増殖法など関連法令に違反する行為
2. 本和牛遺伝資源を日本国外に持ち出すための行為
3. 本和牛遺伝資源を日本国内で飼養される肉用牛の生産及び改良の目的以外で利用する行為

第3条（第三者への譲渡）

ユーザーは、本和牛遺伝資源を第三者に譲り渡す場合には、本約款と同様の内容を当該第三者に義務付けなければならない。

第4条（規約の変更）

本会は必要と判断した場合には、ユーザーに通知することなく本約款を変更することができるものとする。

以上

全国農業協同組合連合会石川県本部